

議事録

会 議 の 名 称	平成 30 年度 第 2 回登米市上水道事業運営審議会
開 催 日 時	平成 31 年 1 月 21 日 (月) 14 時 30 分 開会 16 時 47 分 閉会
開 催 場 所	登米庁舎 2 階 201 会議室
座 長 (議 長)	会 長 山 田 一 裕
出席者(委員)の氏名	大森敏雄、蓬田恵美子、沼倉芳雄、本間正子、亀卦川孝子、小野文子、二階堂玲子(代理 及川悦朗)、山田一裕
欠席者(委員)の氏名	切通省二、村上伸子
事務局職員職氏名	羽生水道事業所長 (水道管理課) 千葉課長、及川課長補佐、伊藤課長補佐、高橋係長 (水道施設課) 小林課長、鈴木課長補佐、佐々木課長補佐、高橋係長
審 議 会 日 程	会 議 (1) 議事録署名人の選任 (2) 平成 31 年度登米市水道事業会計予算について (3) 上下水道事業の統合について (4) その他
会 議 結 果	別紙記録のとおり
会 議 経 過	別紙記録のとおり
会 議 資 料	資料 1 平成 31 年度登米市水道事業会計予算書 資料 2 平成 31 年度登米市水道事業会計当初予算の概要 資料 3 上下水道事業の統合と事務室の位置について

別紙

時刻	発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
14:25	事務局	<p>開会に先立ち、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>1 次第、座席表、名簿、審議会条例</p> <p>2 資料1 平成31年度登米市水道事業会計予算書</p> <p>3 資料2 平成31年度登米市水道事業会計当初予算の概要</p> <p>4 資料3 上下水道事業の統合と事務室の位置について</p> <p>以上4種類となります。配付漏れ等ございましたら事務局までお知らせください。</p> <p>－ なし －</p>
14:30	事務局	<p>それでは改めまして本日はご出席いただきありがとうございます。只今から「平成30年度第2回登米市上水道事業運営審議会」を開会いたします。始めに水道事業所長より、ごあいさつを申し上げます。</p>
14:30	所 長	<p>それでは改めまして、明けましておめでとうございます。よろしく願いいたします。開会にあたりまして、少しお話させていただきたいと思っております。昨年末テレビ、新聞でにぎわいました水道法改正ですが、昨年12月6日の衆議院本会議で可決成立し、12日の公布となっております。改正の要点5つございます。1つ目は国と県と水道事業者の責務の明確化、2つ目は広域連携の推進、3つ目は適切な資産管理の推進、4つ目は官民連携の推進、5つ目は指定給水装置工事事業者の指定更新制の導入ということで5つございました。このうち最も議論になったのが、官民連携ということでございます。水道法が改正になると全ての水道事業者が民営化されるのではないかという論調、それから民営化されれば外国の例のように水道料金が高騰したり、それから水質に悪影響が起きるのではないかなという点もろもろ報道されてきたところですが、全然そんなことはなく、完全民営化というのはこの法律では考えてございません。施設の所有権を我々公が持って、運営を全て民に任せるということで民営化という論調になったようでございます。それをカタカナで言うとコンセッションということで新聞等にもにぎわしたところでございました。それでは登米市ではどうするのかという話ですが、コンセッションはうちのほうでは考えてございません。我々8万給水人口で受けてくれる民営の事業者もございませんし、また民営化しての利益も我々もまだ見出だせていないものですからコンセッションは考えていないところです。民営化といいますと、民間委託に関しては今我々3つしてございます。料金・給水の委託、それから浄水場の管理委託、それから配水施設の管理委託として3つもう既に進めてございます。我々これからの方針といたしましては、それらの民間委託といいますか包括委託がまだ始まったばかりでございますので、それらを熟成させて進化させていこうじゃないかと考えてございます。ちょっと長くなりましたけれども、本日は平成31年度の登米市水道事業会計予算について、それから平成32年度から上下水道統合になりますので、その辺のところを説明させていただきたいと思っております。どうぞよろしくご審議の程お願い申し上げます。よろしくお願いいたします。</p>
14:34	事務局	<p>それでは、本日ご出席いただいております委員の皆様をご紹介します。会長でいらっしゃいます山田一裕様。</p>
14:34	会長	<p>山田です。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
14:34	事務局	<p>会長職務代理者の大森敏雄様。</p>
14:34	委員	<p>大森です。よろしくお願いいたします。</p>
14:34	事務局	<p>委員の蓬田恵美子様。</p>
14:34	委員	<p>蓬田です。よろしくお願いいたします。</p>
14:34	事務局	<p>同じく、沼倉芳雄様。</p>
14:34	委員	<p>沼倉です。よろしくお願いいたします。</p>
14:34	事務局	<p>同じく、本間正子様。</p>

14:35	委員	本間です。よろしくお願いいたします。
14:35	事務局	同じく、亀卦川孝子様。
14:35	委員	亀卦川です。どうぞよろしくお願いいたします。
14:35	事務局	同じく、小野文子様。
14:35	委員	小野です。どうぞよろしくお願いいたします。
14:35	事務局	同じく、及川悦朗様。
14:35	委員	及川です。よろしくお願いいたします。
14:35	事務局	なお、本日切通省二様と村上伸子様は欠席となっております。 本日出席しております職員につきましては、座席表にて紹介に代えさせていただきたいと思っております。 それでは、山田会長からごあいさつをお願いいたします。
14:35	会長	改めまして新年明けましておめでとうございます。先ほど所長からもお話があったように水道法の改正で、水道というのはあって当たり前というもので、話題になることはなかったんですけども、今回の法改正にあたっては随分いろんなところで議論とかちよつと誤解もあったようなニュースもありましたけれども、私個人的には民間であろうと公的であろうと、市民としての視線で常に意識しておかなければならないことはですね、ただ1つ情報公開なんですね。物事的意思決定にどのような判断が、誰がどのような形で下したのか見えているのとは見えていないのでは全然違ってくるということです。特に人の命や満足さを提供する水道においては、そのプロセスがきちんと見える形で確保されているのかどうか、これはもう公的であろうが民的であろうが常に問われることとなりますので、単にお金の問題だけではなくて、この意思決定のプロセスがきちんと公開されているのか、ぜひそこに議論もでてきて欲しいなと思います。こういった審議会もそうなんですが、我々いろんな情報をいただいておりますので、難しいところ専門的なところもあるかと思いますが、それを自分だけで理解できなくても、周りの人たちとともに情報が出ていくことのありがたみ、それを活用するといいますかそれを念頭においていただいて、水道の話が日頃の日常会話の中に出てきて、どうやったらもっと安全でおいしいものが提供してもらえるんだろうか、そういう日常的な話題づくりが本来これからもっと必要になってくるのかと思いますので、ぜひ皆様のこの会を通して話題提供、身近なものにさせていただければなと思います。ということで、新年のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。
14:38	事務局	どうもありがとうございました。それでは、早速議事日程のほうに入らせていただきたいと思います。山田会長よろしくお願いいたします。
14:38	会長	はい。それでは審議会設置条例第5条第1項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これより議長を努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。本日の会議は委員10名中8名の出席でございます。よって、過半数を満たしておりますので審議会設置条例第5条第2項の規定により会議が成立することをご報告いたします。では次に、日程第1本日の会議の会議録署名人の選任を行います。私から指名をさせていただきます。 亀卦川委員と及川委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。 本日の上水道事業運営審議会は、「登米市審議会等の会議の公開に関する指針」第4条の規定に基づき、傍聴席を設けることにより公開といたします。また、第7条の規定により公開した会議の会議録をホームページに掲載することにより公表いたしますので、よろしくお願いいたします。 次に、日程第2平成31年度登米市水道事業会計予算についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。
14:39	事務局	はい。
14:39	会長	よろしくお願いいたします。
14:39	事務局	それでは失礼ですが座ったままで説明させていただきます。まずお手元にお配りいたし

ました平成31年度登米市水道事業会計予算資料1それから平成31年度登米市水道事業会計当初予算の概要資料2でございます。こちらをご用意いたします。まず始めに予算書のほうからご説明申し上げます。3ページをお開きください。まず第2条業務の予定量についてでございます。これは平成31年度の水道事業の活動の基本目標を示めさせていただいているものでございます。まず(1)給水件数について前年比200件減の30,200件いたしました。続きまして、(2)年間総配水量につきましては、前年比94,100m³減といたしまして8,941,700m³といたしました。続きまして、(3)年間総有収水量は、前年比1,000m³減の7,779,100m³といたしました。続きまして、(4)主な建設改良事業についてでございますが、ア取水施設整備事業につきましては、前年比4,103万円増の6,605万9千円といたしました。イ浄水施設整備事業につきましては、前年比6,440万6千円減の1億572万1千円といたしました。ウ配給水施設整備事業につきましては、前年比9,051万3千円減の13億979万8千円といたしております。

続きまして、第3条収益的収入及び支出のうち収入についてでございます。第8款水道事業収益のうち第1項営業収益につきましては、前年比160万円増の22億5,869万円でございます。第2項営業外収益につきましては、前年比1,514万4千円増の3億4,022万円としてでございます。第3項特別利益につきましては、前年比4万6千円減の13万9千円としていたしております。水道事業収益合計といたしましては、前年比1,669万8千円増の25億9,904万9千円としてでございます。続きまして、支出でございます。第9款水道事業費用のうち第1項営業費用につきましては、前年比1億4,575万6千円増の24億6,988万5千円となっております。第2項営業外費用につきましては、前年比2,100万9千円減の1億9,996万9千円となっております。第3項特別損失につきましては、前年比14万4千円減の68万7千円となっております。なお第4項予備費につきましては、前年と同額となっております。水道事業費用全体といたしましては、前年比1億2,463万3千円増の25億6,590万8千円となっております。

続きまして、第4条資本的収入及び支出についてでございます。4ページをお開きください。始めに収入でございます。第10款資本的収入のうち第1項企業債につきましては、前年比1億1千万円減の7億550万円となっております。第2項負担金及び補償金につきましては、前年比971万3千円減となりまして7,031万8千円となっております。続きまして、第3項補助金につきましては、前年比136万6千円減となりまして1億8,333万3千円となっております。第4項出資金につきましては、前年比3,409万1千円増の1億840万4千円となっております。第5項加入金につきましては、937万6千円となっております。資本的収入といたしましては、前年比8,648万9千円減の10億7,693万1千円となっております。続きまして支出、第11款資本的支出のうち第1項建設改良費につきましては、前年比1億1,193万4千円減の14億8,593万3千円となっております。第2項企業債償還金につきましては、前年比26万1千円減の7億287万3千円となっております。第3項長期貸付金につきましては、当年度初めて計上するものでございます。3億円となっております。資本的支出合計では前年比1億8,780万5千円増の24億8,880万6千円となっております。

続きまして、債務負担行為について第5条でございます。保呂羽浄水場再構築事業業者選定支援業務につきましては、平成32年度に2,112万円を債務負担とするものでございます。また、水道料金徴収・給水装置管理業務につきましては、32年度から平成36年度までの5年間で10億3,730万円を計上しているものでございます。この保呂羽浄水場再構築事業につきましては、経営戦略に基づきまして現在基本設計等を行ってございますが、平成31年度から32年度にかけて事業者選定にかかります支援業務を委託するものでございます。また水道料金徴収・給水装置管理業務につきましては、現在包括業務として委託してございますが、平成31年度で1期目が終了することから、2期目といたしまして平成32年度からの5年間業務を契約するにあたり債務負担を計上するものでございます。

続きまして、第6条企業債についてでございます。先ほど資本的収入でも述べましたが、事業ごとにつきましては次のとおりとなります。ア取水施設整備事業につきましては3,830万円、イ浄水施設整備事業につきましては6,290万円、ウ配水管整備事業につきましては3億6,210万円、エ管路緊急改善事業につきましては2億4,220万円となっております。

続きまして、5ページをお開きください。第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして職員給与費、前年比1,367万8千円減の2億3,790万1千円となっております。続きまして、第8条他会計からの補助金につきましては、統合簡易水道繰入金でそれぞれ、旧東和町で737万2千円、旧石越町で2,717万6千円、横山簡易水道で2,019万4千円となっております。また第9条たな卸資産の購入限度額につきましては、4,796万8千円で前年比446万8千円減となっております。

続きまして、当初予算の主なものについて説明を申し上げます。26ページからでございます。26ページ、27ページをお開きください。まず始めに9収益的収入及び支出見積書でございます。収益的収入及び支出のうち、第8款水道事業収益第1項第1目給水収益でございますが、この給水収益につきましては収益の86%を占めておりますが、人口減少や節水機器の普及等から調定水量につきましては前年比1,000^{m³}減とし、水道料金は前年比356万円増となっております。22億2,944万円となっておりますが、この増となっておりますのは10月からの消費税の増額分を見込んでいるものでございまして、税抜きで比較いたしますと前年比で1,200万円の減となっております。9目その他営業収益につきましては、前年比196万円減の2,925万円となっておりますが他会計負担金が200万円減となっております。第2項営業外収益につきましては前年比1,514万4千円増となっておりますが、負担金補助金及び補償金のうち移設工事にかかる補償金1,700万円ほど、それから還付消費税500万円ほど、そして退職給付引当金戻入350万円ほどそれぞれ計上されることになったことによるものでございます。続きまして、第3項特別利益の9目その他特別利益につきましては、東日本大震災に伴う浄水の放射性物質検査にかかる東京電力からの賠償金によるものでございます。

続きまして、28ページ、29ページをお開きください。支出についてでございます。第9款水道事業費用第1項営業費用のうち第1目原水及び浄水費につきましては、前年比1,176万2千円増の5億543万円となっておりますが、17節委託料でございますが保呂羽浄水場再構築事業にかかる支援業務の委託料968万円、それから水道法改正に伴いまいして義務づけられた施設台帳システム構築業務に927万3千円等により1,763万6千円の増となっております。また20節修繕費でございますが浄水場建屋それから配管の修繕等で1,068万9千円ほど増となっております。しかし24節動力費、それから薬品費につきましてはそれぞれ減となっております。30ページ、31ページをお開きください。2目配水費についてでございます。配水費につきましては前年比で5,730万円の増となっております。20節修繕費で北上川日根牛地区の築堤にかかります配水管の仮設工事それから水道2号線仮設管の撤去工事等により6,500万円ほど増となっております。続きまして、32ページ、33ページをお開きください。3目給水費については給水装置の維持管理やメーター器の保全工事こういったものの減少によりまして前年比141万5千円の減でございます。続きまして、下段の5目業務費につきましては手数料の増、それから異動等によりまして人件費の増によりまして前年比315万5千円の増となっております。続きまして、34ページ、35ページをお開きください。6目総係費についてですが、総係費につきましては、前年比1,782万1千円の減ということで1億2,399万3千円を計上してございますが、前年度計上してございましたが、ここにはございませんが7節退職給付費で1,617万2千円を計上してございましたがそれが減となっております。また19節の賃借料では当年度から電子入札を導入することとしたシステム使用料106万9千円を計上しているものでございます。続きまして、予算書36、37ページをお開きください。8目減価償却費につきましては前年比1億477万5千円増の11億3,173万7千円となつて

ございます。これは昨年度までの大規模工事が完了したということで、それらの減価償却が始まるということで大幅な増となっているものでございます。続きまして、第2項第1目支払利息及び企業債取扱諸費につきましては前年比で2,075万7千円減となっております。1億9,996万9千円となっております。

続きまして、38ページ、39ページをお開きください。10資本的収入及び支出の見積書でございます。まずは収入についてでございます。第10款資本的収入第1項企業債第1目建設改良費等財源に充てるための企業債につきましては、先ほどお話をさせていただいたとおりでございます。第2項負担金及び補償金第1目工事負担金については前年比1,478万8千円減の1,025万9千円となっております。これは配水管のないところからの新設工事の申込みが減少しているということによるものでございます。2目他会計負担金は前年比10万円減となっております。230万円となっております。これは防火水槽の給水設備の負担金で3ヶ所の工事を予定しているものでございます。3目補償金は前年比517万5千円増の5,775万9千円となっております。これにつきましては、主に下水道工事、宮城県北高速幹線道路工事にかかる移設補償金となっております。続きまして、第3項補助金1目国庫補助金につきましては前年比136万6千円減の1億8,333万3千円となっております。管路緊急改善事業による管路耐震化の更新工事に対するものでございます。第4項出資金1目他会計出資金は前年比3,409万1千円増の1億840万4千円となっております。国庫補助事業にかかる出資、それから先ほど申し上げました東和、石越、横山の統合簡易水道にかかる起債償還にかかるものでございます。第5項加入金につきましては前年比で49万9千円増となっております。

続きまして、40ページ、41ページをお開きください。支出でございます。第11款資本的支出第1項建設改良費第1目取水施設整備費につきましては前年比4,103万円増の6,605万9千円となっております。下り松取水塔において国土交通省の点検時に指摘を受けました導水管上部の歩廊手すりの改修を行うものでございます。3目浄水施設整備費につきましては前年比6,440万6千円減の1億572万1千円となっております。主なものといたしましては機器整備費で水質検査機器や米谷浄水場の現場盤、制御盤の更新によるものでございます。5目配給水施設整備費は前年比9,051万3千円減の13億979万8千円となっております。1節工事請負費につきましては4,344万9千円減となっております。主なものといたしましては新設配水管の布設工事の減というものでございます。第2節機器整備費につきましては、各施設の流量計等の更新を行うことといたしまして、前年度比3,018万円の減でございます。6目管理施設整備費といたしましては、当年度公用車1台の購入を予定しているものでございます。7目消防施設整備費は防火水槽3ヶ所への給水設備工事を行うもので、前年度より10万円減の230万円でございます。第2項企業債償還金は、1目建設改良費等財源に充てるための企業債、2目その他企業債を合せて、前年比26万1千円減の7億287万3千円となっております。第3項長期貸付金2目他会計貸付金につきましては3億円を計上してございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。職員給与費の明細でございます。上段のところに今年度、前年度の比較を載せてございます。報酬につきましては、上水道事業運営審議会委員の報酬でございます。職員数につきましては、損益勘定職員が24名、資本勘定職員5名で積算してございまして、合計で給料が1億944万1千円となっております。また手当につきましては9,147万3千円、法定福利費につきましては3,686万5千円を計上してございます。それぞれ前年に比較いたしますと給料で19万1千円、手当で1,411万8千円の減、そして法定福利費で63万1千円の増となっております。

続きまして、損益計算書、それから貸借対照表についてでございます。それぞれ推移表のほうで説明させていただきますので、42ページ、43ページをお開きください。まず42ページ、損益計算書の推移でございます。1行目営業収益につきましては前年比1,396万円の減となっております。4行目営業費用で前年比1億3,105万3千円の増となっております。12行目の営業利益で前年比1億4,501万3千円の減となりまして、3

		<p>億 571 万 2 千円の損失となっております。これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引いた経常利益は、1 億 9,835 万 9 千円の損失となっております。特別利益と特別損失を加味した当年度純利益につきましては前年比 1 億 1,645 万 2 千円減の 1 億 9,886 万 3 千円の損失という形で計上しております。これに前年度繰越利益剰余金 5,051 万 8 千円を合せまして、年度末の累積欠損金につきましては 1 億 4,834 万 5 千円を計上する予定としているものがございます。</p> <p>続きまして、43 ページ貸借対照表の推移でございます。1 行目の固定資産につきましては、前年比 1 億 135 万 5 千円の増となっております。273 億 3,145 万 9 千円となっております。また 12 行目の流動資産は前年比 3 億 9,519 万 4 千円減となっております。22 億 4,768 万 6 千円となることとなります。17 行目の資産合計は、前年比 2 億 9,383 万 9 千円減の 295 億 7,914 万 5 千円となっております。18 行目固定負債、21 行目流動負債、25 行目繰延収益を合せました 34 行目の負債合計では、前年比 3 億 3,171 万 7 千円減の 189 億 1,256 万 5 千円、そして 35 行目の資本金は 7,243 万 4 千円増の 107 億 9,202 万 5 千円となっております。43 行目の利益剰余金につきましては前年に比べまして 3,455 万 6 千円減として計上しております。</p> <p>続きまして、11 ページをお開きください。キャッシュ・フローの計算書でございます。1 業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、本来の営業活動によるもので、前年比で 80 万 5 千円減の 7 億 4,611 万円となっております。また 2 投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、将来に向けた整備のための投資活動によるもので大規模事業が終了いたしました。長期貸付金による支出のため 9,096 万 1 千円減の 13 億 401 万 4 千円のマイナスとなっております。また 3 財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、資金調達による資金の増減によるものでございますが、これも事業費が減少した事から 1 億 805 万 8 千円減の 5,574 万 3 千円となっております。これによりまして期末残高につきましては 19 億 7,399 万 5 千円となりまして前年度よりも 3 億 4,600 万円ほど減少ということになってございます。なお予算書 19 ページには予定損益計算書、そして 22, 23 ページには予定貸借対照表をお示ししております。後ほどお目通しをお願いいたします。</p> <p>続きまして、資料 2 の概要でございます。表紙をめくっていただいて 3 ページ目をお開きください。31 年度の水道事業の主要事業並びに予算（案）についてということでございます。1 として概要につきましては、平成 31 年度の目標について述べさせていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。それから 7 ページをお開きください。7 ページの 4 主な建設改良工事ということで、平成 31 年度に予定しております 6 つの事業を記載してございます。続きまして、9 ページをお開きください。9 ページには資本的支出財源内訳ということで、それぞれの事業の財源を記載させていただいております。なお 10 ページ以降につきましては、主な建設改良工事の内訳ということで掲載させていただいております。一番後ろにはその建設改良事業の箇所図両面カラーで記載させていただいておりますのでお目通しをお願いします。私からの説明は以上となります。</p>
15:12	会長	はい。ありがとうございます。何か追加がありますか。
15:12	事務局	はい。訂正させていただきます。3 ページの支出で第 9 款水道事業費用のところを前年度の数字を申し上げたようなので訂正させていただきます。26 億 9,054 万 1 千円となります。失礼いたしました。
15:13	会長	資料 1 の 3 ページの支出の読み上げが間違っただけのことですね。
15:13	事務局	はい。この（予算書）とおりでございます。
15:13	会長	はい。それでは只今、事務局より説明がありましたけれども、質疑、意見、資料等の確認がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。いかがでしょう。
15:13	委員	はい。すみません。ちょっと増減の理由をお聞きしたいのですが。例えば資料 1 の 3 ページ取水施設整備事業、これは増となっておりますよね、昨年より。あと浄水施設も減だったり、あと第 3 条の第 9 款の営業費用、増になった理由、減になった理由、あと次の 4 ペー

		ジ第 10 款資本的収入が減になった理由、あと長期貸付金、第 11 款の第 3 項長期貸付金。先ほどの話では新規だということで、どこに貸付するのか、あと 5 ページの..
15:14	会長	はい。一旦ちょっと切りましょう。今までのところでご回答をお願いします。
15:14	事務局	はい。では私から。
15:14	会長	ではお願いします。
15:14	事務局	第 1 点目でございますね。3 ページ目第 2 条の (4) ア取水施設整備事業、ここで昨年度より増となっているところの理由でございますが、北上川の河川管理事務所、国の国交省の管理を受けておりまして、その中で毎年度施設の整備、状況の確認をされるわけですが、取水塔がだいぶ古い設備でございます、手すりの高さが現在は 800 なのですが、本来 1,100、1 m10cm なくてはならないのですが、高さが不足しているということで、その改修並びに歩廊、歩く面ですがだいぶ古くなって、サビ等浮いているということで新たにその辺を修理してくれというような河川の管理者から指示がありまして、その旨の工事をする必要が発生いたしました。そのための増でございます。2 番目のイ浄水施設整備事業の減になっている理由とのことですが、29 年 30 年と 2 か年にわたりまして、保呂羽浄水場データログの修理並びにテロ対策等のために、各浄水場、配水池にテレビカメラ等の設置を、監視カメラの設置をこれまで進めてまいりました。これが概ね大きなところが済んできておりますので減となっている状況でございます。以上でございます。
15:16	会長	はい。ありがとうございます。続けて、長期貸付金については。
15:16	事務局	はい。4 ページの 11 款の第 3 項長期貸付金でございますが、3 億円計上させていただいております。これにつきましては貸付先ですが登米市の病院事業でございます。他会計貸付金ということで長期貸付金を計上してございます。病院事業で一時的に資金不足があるということで、水道事業で融通できないかということで打診がありましてその 3 億円を計上しているものでございます。これにつきましては、31 年度末で計上するというところに、ただ具体的な、何年間でどのように償還していくかとか詳しいところはこれから煮詰めていくところでございます。それから利息等もですね。ですので今回は長期貸付金の 3 億円のみを計上しているというところですよ。
15:18	委員	これは、県の指導も受けていますよね。水道事業所から病院のほうに貸しますよね。その分については、水道事業所の会計から病院事業のほうに貸付してもいいという県の、市町村課かどこかは分かりませんが、そういう指導は、貸付してもいい内諾は県なり、国のほうから受けているのですか。
15:18	会長	はいどうぞ。
15:18	事務局	県のほうで指導というか承認は受けております。
15:18	委員	それは口頭ではなくて、文書で受けているんですよね。
15:19	事務局	文章といいますか、病院のほうで資金調達が難しくなっている面があるので、逆に県のほうから水道のほうから借入したらどうですかというような話があつて、うちのほうで融通することに。
15:19	委員	貸付するのは、それは同じ市の会計ですから問題はないと思いますが、今例えば、厚生労働省で極端な話、統計なんかで国と東京都のほうで何もしないで文書も取扱いしないで、はい貸します借ります、万が一回収不能になった場合今度は誰の責任になるのかということになるんですよ。水道は返してもらいたい。病院のほうではお金ないですよと。この 3 億円分は宙ぶらりんになるんですよ。だからそういう文書さえあれば一番問題ないんじゃないかなと思うんです。
15:20	会長	はい。お願いします。
15:20	事務局	当然焦げ付きは困りますので、その辺につきましては市のほうで、一般会計と病院会計、それからうちのほうで取り交わし協定します。
15:20	委員	するわけですね。
15:20	事務局	当然それはさせていただきます。
15:21	委員	しないでただ所長さんの方と病院の管理者で、貸します借りますでは。

15:21	事務局	そういうことはないです。契約で、協定させていただいて「いつ」「分割で」「何年で償還」「利息はこれくらいで」そういったことは取り決めしますのでその辺は大丈夫です。
15:21	会長	ちなみに、そういう貸し借りは、一般的によくあることなんですか。
15:21	事務局	はい。勘定科目に長期貸付金、他会計への貸付があるので法的には、よく病院が一般会計から借りるというのはよくあります。ただ一般会計を除いて特別会計同士でというのはあまり聞かない話ですけど、今回は一般会計もその中に入る、保証するみたいな形で入りますのでその点については大丈夫かなと思います。
15:21	会長	ありがとうございました。
	委員	すみません。今、登米市の病院会計という話がでたのですけれども、その病院というのはほとんどが赤字経営なんでしょうか。聞けば聞くほど、果たして貸付け.. 長期貸付してもいいとは思いますが。登米市内の決算のことですからいいと思うんですけど、その回収というのは本当にできるのかなと私は不安に思ったんです。
15:22	事務局	先ほど申しましたとおり、特別会計同士だとそういった疑念というようなものが出てきますので、その裏、保証という形で滞ったときには一般会計のほうで補償してもらいますよというものを一筆いただこうかなと。でないと共倒れになってしまいますので、その辺は吟味して各担当と相談してやっていきたいと思います。
15:23	委員	ちなみに金利ってどのくらいで考えているの。
15:23	事務局	考えているのは、起債の金利を目安に。結局、うちでもっている資金というのは起債の分で借りている分なので、その辺は最低限いただかないと、というふうに思っております。
15:23	委員	さっき県がどうのこうのと話になっているけれども、基本的には県はそんなに関係ないはずで、指導という形でしょ、あくまで。県が中に立ってどうのこうのという感覚はないはずだよ。あくまで指導ということで、水道から借りたらよろしいんじゃないですか、みたいな形だと思うんですね。
15:24	事務局	県の安定化資金というものを、病院のほうで借り入れられないというので、県から、じゃあ水道にあるんじゃないですかというような話をされたと聞いています。
15:24	委員	ただいずれも事業体だから、金利はとってもいいんじゃないかな。
15:24	事務局	そうですね。でないとうちの方でも持ち出しになるので。
15:25	会長	こういった長期貸付金によって貸し借りがあるんだということが、その結果病院の経営が順調に進んで回収されるというのであればもちろん当然それは見込んでいるのでしょうか。市民の側からすると、身近な人から手軽に借りておいて散々な経営になってしまうと本末転倒になってしまう感じがしますので、病院事業は、病院経営においては市民の目がこういう形でも注がれているということをしかりと見定めて、しかりとした経営を目指すようなアドバイスを水道事業のほうからもしてほしいなと思います。
15:25	委員	つまり、他で貸さないのに水道で貸すというのはどういうことなんだということなんだ。基本的には、他で手当てができないのに、水道事業だから借りられるんだという考え。たこが自分の足を食ってるのと同じなんだ。
15:26	会長	はい。ありがとうございました。
15:26	事務局	重々心に留めおきまして、対応してまいります。
15:26	会長	そうですね。
15:26	委員	きちっと保全措置を取れるかというのと、民間のように取るかというのと、そういうわけにはいかないんですよ。
15:26	会長	決して所長を責めているわけではありませぬので。見通しを持ってちゃんと貸し出せるんだというような、単に借して欲しいから貸すではなくて、病院経営の見通しがちゃんと立っているかどうか、我々のほうからちゃんとチェックができるのか、そこはすごく大事なところだと思うんですね。
15:27	委員	基本的に民間で3億借りるってことは、並大抵の書類とか、その辺のものはいっぱいあると思うんですよ。景気のいい会社ならすぐ貸してもらえただけけれど、景気の悪いところにはなかなか貸してもらえない。それでイライラすることも沢山あるのに、それに対し

15:27	会長	て水道事業はそういうことも無しに、はいと。いいですよということになっちゃうと、透明性というか全然見えないんじゃないかという話になっちゃうんじゃないですかね。
15:27	事務局	はい。どうぞお願いします。
15:28	会長	先ほども申しましたように、利息についても何回も申しますけれども、我々が持っている現金・預金というのは、毎年借りている起債がほとんどですから、源泉が起債だということをお話しまして、病院経営まで私の方からはあれなんですけれども、ちゃんと返していただくようなことで話はしていきたいと思っております。また改めて市長部局、一般会計のほうに保証してくれよというような内容の協定書も作っていききたいと思います。
15:28	委員長	はい。よろしく願いいたします。それでは他いかがでしょうか。
15:28	会長	はい。
15:28	委員長	お願いします。あと何点ぐらいありますか。
15:29	会長	大きなところで、5ページの職員給与費、30年度より減額になっているその理由を教えてください。例えば、職員が少なくなったとか。あと11ページの期末残高、前年度より減になっている。その理由。
15:29	事務局	なぜ残高が減ったのかということですね。ではその2点について回答お願いします。まずは給与費のほうから。
15:32	会長	はい。それでは職員給与費についてでございますけれども、減となっております。これにつきましては、1,367万8千円の減ということですが、12ページ、13ページのところで上段の右端が合計となっております。比較のところではマイナスの1,367万円ほどとなっております。その3列手前に手当というところがございまして、手当で合計1,400万円ほど減となっております。この手当には退職給付引当金も含まれておりまして、年度末に全員が退職したと仮定したときに支払わなければならないお金を積み立てておけ、引当ておけという会計上の決まりがございまして、昨年度はそういった意味で積み増ししなければならぬものがございました。しかし平成31年度は、年度末で退職する退職金の総額を計算したところ、すでにその引当てている金額で充足しているということで、今年度は積み増しする必要がないということで、ほぼその分がマイナスというイメージで、その他の給与や手当はほとんど昨年度とそんなには変わってはいません。その分についてマイナスだという形で考えていただければいいのかなと思っております。
15:32	事務局	はい。ありがとうございます。もう一つは。
15:32	委員長	キャッシュ・フローのところですね。これは、今話題となりました長期貸付金、11ページ2の投資活動によるキャッシュ・フローの2行目、長期貸付による支出で3億円の減とあります。昨年度末よりも減少しているのはこれが理由です。
15:32	会長	よろしいですか。
15:32	委員長	はい。別な質問よろしいですか。
15:32	会長	はい。いいですが。
15:32	委員長	19ページの当年度末未処分利益剰余金、30年度より増になったという意味は、先ほどの3億円足したという意味で捉えていいんですか。30年度より2,900万円ほど増になっているんですけど。
15:33	事務局	どこをさしていますか。
15:33	委員長	19ページの9当年度末未処分利益剰余金、去年は3,000万円ほどマイナス、欠損になっているんですけど、今年増えた理由は。
15:34	事務局	42ページをご覧になっていただければいいのかなと思いますが、30年度の27列で前年度繰越剰余金がマイナス3,137万円、当年度が5,000万円になっているということですか。
15:34	会長	そうですね。
15:34	事務局	これは、30年度の見込みの赤字が3,100万円あったと、数字的にいいですと27の前年度繰越利益剰余金に当年度の未処分利益剰余金がたされ..すみません、もう一度質問の内容を確認させていただきたいのですが、19ページの9番当年度末未処分利益剰余金が5,000

15:35	委員	万円だということで、31年度が前年度からなぜと。 増えたかということなんですよ。前年度では3,137万円マイナスで今年は5,000万円。増えているんですよ。
15:39	事務局	よろしいでしょうか。42ページの当年度未処分利益剰余金ですが、30年度当初の見込みでございまして、この2月の段階ではですね赤字になる見込みだったのですが、26列当年度純利益がマイナス8,241万1千円だったのですが、29年度の決算、30年決算のときに黒字になりまして当初の数字が予算のときと決算のときでだいぶ違ってございまして、何が原因かと一言で申しますと、29年度赤字だった予定が黒字に変わったので、その分で補てんできているというような形になります。
15:40	会長	29年度が赤字だったので、30年度も同じように赤字ですすむと見込んでいたら、そうではなくて黒字になったのでその差が大きくなってしまったということですね。
15:40	事務局	29年度が思いのほか黒字になりましたので、その分で補てんできているという形です。
15:41	会長	よろしいですか。はい。
15:41	委員	私からもよろしいでしょうか。給与についてだったんですけど、12ページ、13ページだったんですけど、人の給料は気になるもので、分析させていただきました。まず、人数のほうなんですけれども、ここに特別職が10名、一般職が27で29名。資料2のほうで見えますと、5ページのほうには職員数というのは29名と載っています。職員給与費というのは2億3千万、約2億4千万なんですけれども、これは特別職をたした37名で計算してよろしいのでしょうか。仮に37名で計算したときどういうふうになるかというと、1人あたり640万円ほどの年収で、月々53万5千円ほどこれ平均なんですけれどもそういう月給になってしまう。これは皆さん公務員ですから私どもでなんとも致し方ないんですけど、人件費としては高いほうかなと思うんですね。さらにこの特別職も含まない2億3千万円の27名、29名ですかそれで割ってしまうとさらにこの値はかなり上がるという形になってしまいます。そうするとこれを見たときに私は民営化というのもありかなと一瞬思ってしまうんですけど、そういう民営化の話ではないんですね。まずこのところ、私が聞きたいのは、まず、この人数は総数37名でよろしいのでしょうか。
15:43	会長	はい。お願いします。
15:43	事務局	はい。資料2の5ページお開きください。この職員給与費2億3,790万1千円ということで、これは予算書の12,13ページの合計欄と合うんですけども、その次の下の表のところなんですけど項目のところ特別職と一般職というものがございまして。この特別職の10名につきましては、この備考にも記載させていただいておりますが上水道事業運営審議会の方々の報酬分これのみがこの特別職といわれるところです。
15:45	委員	ということは基本的に29名で計算したほうが良いということですね。
15:45	事務局	はい。その下の一般職と書かれているのが我々職員分ということで、人数もそこに29名、職員数も損益勘定24、資本勘定5でそれを合計したのがその下の小計というところに記載させていただいておりますが、その金額が我々職員の給与費ということになってございまして。
15:45	事務局	一つ追加させていただきますと、あくまで人件費というのは個人にお支払する分だけではなく、事業所の共済への負担金、退職手当組合負担金も全部含まれたものとなっております。
15:46	委員	そうですね。この金額がどうかというと、例えば一部上場だったらもうちょっと上になってしまうんですけど、その辺だとなんとも言いがたいかなあと思っはいたんですけども、ここでは外部の明電舎さんとか使ってますよね。そこを含めるとかなりの人件費になるのかなと。そちらは外注費か何かで支払っているんですか。
15:46	会長	はい。お願いします。
15:46	事務局	委託費としてお支払しています。おっしゃるとおり職員の人件費分を委託費でというような側面もないわけではない。それを全部所有するのが、所有権だけうちのほうで所有しまして運営をほとんど民間のほうに任せるというのが、今度のコンセッションと呼ばれる

		水道法改正に伴って話題になったものでございまして、その辺のところは考え次第なんだろうなというふうに思います。確かに今進めている宮城県の上工下のコンセッションは現在進行形でやっていますけれども、話はずれるかもしれませんが宮城県でやっています事業は水道の卸、用水供給で、水道を各事業体へ卸している、末端給水まではしない状況の水道、用水供給事業で、それを今度民営化しようというような流れなんです。末端給水、例えばメーターをつけて、測って、料金を調定して、徴収するようなそういう末端の給水事業までは宮城県は考えていなくて、やっていないので、おそらくその卸業を民間委託するというような流れなので、たぶんいくらかの利益は出るのかなと。何十年で25~6年で何百億くらいかと思いますが。それを我々の8万の規模で、末端の給水までやるとなると果たして益がどれだけのものか、さらに老朽化した水道管や施設も更新しながら、また災害時にちゃんと応援したり応援されたり、そういうことができるかどうか、というのが民営化の難しいところだと思います。なので、この給与費で民営化がすぐいくのか、確かにそれのできるというのであればいいのですが、どうかなというふうには考えます。この辺の水準でいきますと、やはり公務員というのは、給与的には高いのかなとは思いますが。
15:50	委員	基本的に水道の収入と支出を見ただけで、マイナスかなと思ってます。その部分でこの事業を受け取る、そのものはまず難しいだろうというふうには思ってます。この14億というのはそうですね。いつもどこからか捻出してくるということですね。さらに病院に3億円貸さなくちゃならないし。ただ、一般的に見てると私は給与高いなと正直思っているところでした。ただ、この事業そのものというのは、民営化というのはなかなか難しいんだろうな、これだけ採算をとるにはとちょっと思っていました。ただその人数のところだけをとりあえず聞かせてもらいました。
15:51	事務局	その、人数29名ですけれども合併当時、企業団が登米市になって登米市水道事業所になったときには50名はいたと思うんですけど、そこから20名減らして29名でやっているというところは、委託のほうに出して、人数を減らしてきている感じです。全体で見てどちらがいいのかというのは、これから委託費をどんどん膨らましていいのか、その辺のところは考えていかなければならないし、人数的には20名ほど減らしているのそのところはお考えいただければと思います。
15:52	委員	一つだけ、働き方改革ですばらしいと思ったのは残業手当というのは少ないですよ。10時間程度。勤勉手当のところにごっとこれが入っているのかなというふうには見えません。公務員さんの特殊な技みたいで、なるほどこういうやり方もあるのかと、私は勉強になったのですが。それで実際の残業を減らした形に見えるかなというふうには感じてしまいました。
15:53	事務局	私もその話のところはよく分からないのですが。
15:53	委員	総額が高いんですよ。勤勉手当も1,800万円ほどありますよね。普通でいうとこれが残業分にすると4万円くらいついてるかなと。単純に37で割ったときですが。普通の残業代が1万ちょっとで、勤勉手当が4万ついてたら本当は実質残業代というのはこっちじゃないのというふうに見えてしまいますけれども、さすがに公務員そこまで越えちゃいけないのかな、うまいことしてるなと私は考えてしまったのですが。
15:53	事務局	その辺はちょっとよく理解できないのですが、勤勉手当は勤勉手当で、残業、時間外は時間外で純粹に定時間外に勤務した分をいただくという形なので、残業ををいっぱいしたからといって勤勉手当がどうというようなことは特にはないです。
15:54	委員	確かに、普通はそうじゃないといけないのかなと思いますが。
15:54	委員	一般企業では、残業代は残業代なんですよ。他の手当はつかないんですよ。実際は。評価というので、ちょっとだけ違うのかなというくらいで。やっぱり特殊なんですよ。
	会長	勤勉手当ってなんなのってところなんですけど。
15:54	委員	公務員の方は他にも税務署の職員とか他にもついているらしいので。なるほどと。
15:54	会長	いろいろな手当がね、ありますけれど。
15:55	事務局	ボーナスという中で、期末手当、勤勉手当で年2回いただいていますけど。

15:55	会長	その話題はもういいですね。
15:55	委員	そうですね。
15:55	会長	他の追加のご質問ありますか。時間もそろそろなくなってきましたので、手際よくやりたいなどと思いますけれど。
15:55	委員	ちょっと確認したいんですけど。資料2の3ページ、5番目の有収水量、同規模市町村と比べて同じくらいなのか、全国的にどうなんだか教えてもらいたいですけど。
15:56	会長	有収水量より、有収率でお答えいただいたほうが分かりやすいんじゃないですか。
15:56	委員	ごめんなさい。率です。
15:57	事務局	有収率は、この表の6列で示してございます。29年度から85.8、86.1、87ということで上げて予算値で、31年度は87%を目標値にするということでございます。平成30年度で86.1%を目標にしまして、現在のところ順調にその値を達成できることになると考えおります。お尋ねのところでありまして、同規模団体の数値でございますが、平成28年度の数値で申し訳ありませんが85.14%ということで、ほぼほぼ同規模団体なみになってきていると。最終的には90を目標にはしていますので。
15:57	委員	全国的には90%ですか。
15:57	事務局	いいえ。全国的には85.14%です。
15:57	会長	まあまあ悪くない。平均よりかは、今のところ達しているという。よろしいですか。
15:57	委員	はい。
15:58	会長	他はどうでしょう。では、私から1点だけ。確認がてらですけれども、設備等の更新について、いろいろと予定があって予算が立てられているのは結構なんですけれども、資料2のほうですか8ページ以降、かかわる予算立ての財源内訳が書いてありますが、個別にいろいろと項目を立ててお示しいただくのも大事なんですけれども、その更新がどの程度計画的に進んでいるのかどうかという何か確認できるような資料というか、今後示していただいてもいいのかなと思います。例えば平成31年度にメーターの更新をやると、またそれが何年後に必要なようになってくるのかとか、どういうローテーションでどの設備がどのように更新されていくのか、計画とは別に全体像が見えるような資料もあるといいなというふうに考えましたので発言させていただきました。その辺は、そのような資料か何か揃えてらっしゃるんですね。
16:02	事務局	はい。経営戦略でお示ししたとおり、管路については常に動いているものなので目標とすれば、将来的にも老朽化率が0になることはありえないので、その辺のところを耐震化しつつ30%以内で抑えながら更新していこうということで考えておりますので、配水管については、水道管については毎年6億7千万ほど投資していけばその30%をキープして、将来的にキープしていけるだろうということで試算はしております。あと施設等につきましては、いま保呂羽の更新はやっておりますので、その他の浄水場等につきましては、統廃合の関係もございますので明確なこの年度に更新してというような計画についてはまだ実際持っていないところなんです。それは計画でいいますと、保呂羽が10年かかりますのでその中で順次計画を作ってやっていこうということで思っておりますので、その辺については計画でき次第お示ししたいと思います。メーターの更新とかも常に計量法に基づきまして、どんどん替えていくものでございますので、進捗はどうかというものではないということで、あとは大きな施設、米谷浄水場、石越とかをどうするのかはこれから計画させていただきますので、順次お示しさせていただければと思います。
16:04	会長	分かりました。これだけ見ると何がどこまで進んで、いつまでかかるのか分からないと感じてしまいましたので。
16:04	事務局	もっと、できるだけそういったものを交えながら資料を作らせていただこうと思います。
16:04	会長	ありがとうございます。
16:05	委員	私もね、この資料送られてきたときに、経年劣化ですべて処理されているので、何年でとかいうのはないのかなと。また、一式で処理しているのをおかしいんじゃないかな。も

16:06	事務局	<p>う少し細く、今言われているみたいに。合併とかの引継ぎの部分もあって分からないといわれるとあれだけど。</p> <p>今の施設、管路を更新する目安としているのは、基本的に、もうすぐ壊れそうだとか、電機系統のようにメンテナンスが終了するよというようなものは明らかに更新しなくちゃいけないというところがございます。しかし機器につきましては、国交省、厚生省等で決めました補助基準によります耐用年数という基準が決められています。物によりましては50年とか電気製品、機器ですと15年、7年いろいろございます。いま目処にしているのは導入時点から耐用年数までは、まず間違いなく使いましょうと。耐用年数の年に更新できる部分を部品の交換をしましょうと。そうすることによって例えば7年のものが15年もつというような計画にしております。二順目、例えば15年目にもまだ使えるだろうという話がありまして交換していない部分も多くございますので、もう老朽化したということで新たな機械に更新しましょうかというような計画で順次立てさせてもらっています。今年度完成しました下り松ポンプ場のポンプとか機器の部分でも管理していく上で予算をどれくらい持っていかなくちゃいけないかということで、今私が説明したとおり1回目は耐用年数まで我慢して、その部分で交換できるものは交換して運営しましょうということで長期的な管理をする費用で計画を立てさせてもらっています。所長が申しましたとおり、古い施設に関しましては現状を見てから更新させてもらっているようなところで</p>
16:08	会長	はい。ありがとうございます。もしご質問がございましたら。よろしいですか。
16:08	委員	はい。
16:09	会長	<p>それでは質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。それでは引き続き日程第3の上下水道事業の統合についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
16:09	事務局	<p>はい。資料3をご準備ください。お手数ですが、ページをふるのを忘れてしまいましたのでふっていただければと、5ページまでふっていただけますと。それでは、上下水道事業の統合と事務室の位置についてということでご説明させていただきたいと思います。前の審議会で下水道事業に公営企業法を適用すること、それから上下水道事業を統合することの2点については前の審議会で説明させていただきました。今回は統合後の組織の名称と事務所をどこに構えるかについて決定されましたので、ご報告させていただきます。1ページの1番と2番ですね。前にお話していましたが、ざっとおさらいさせていただきます。1下水道事業の地方公営企業法適用の概要でございます。(1)地方公営企業法適用の背景でございます。4行目に下水道事業の財政状況は厳しさを増すことが予想されるため、運営基盤の強化に向け経営成績や財務帳票をより明確化し、持続可能な下水道事業の経営を目指す必要があります。現在の官庁会計の方式では経営や資産等の正確な把握が困難であることから、地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することが必要になってくるということで記載されております。官庁会計のままでは現在の下水道事業の損益はどうなっているのか、利益はちゃんとでているのか、それとも赤字なのか、そして資産は何がどれくらいあって現在の価値はどれくらい、老朽化の度合いはどのくらいなのかを知らないと、将来の更新費用はどれくらいかかるかということも分かりませんし、また長期計画についても立てることが難しいということが考えられます。そこで官庁会計のままでは困難ですので、企業会計へ移行するというような中身になってございます。しかし当然ですけれども、公営企業法を適用すれば万事うまくいくということではございません。あくまでもこれは始まりに過ぎないということでご理解いただければいいのかなと思います。それから●でございます。国からの要請の概要でございます。これは国からの要請ですが、①といたしまして、平成27年度から平成31年度までを集中取組期間として、平成32年度には適用しなさいというような内容がきております。それからこれは下水道事業と簡易水道事業2つの事業においてこういう取組をしなさいということできております。②の下水道事業等を重点事業と位置付けまして、人口3万人以上の市町村については必ず</p>

32年度には移行しなさいよということでお達しがきているところでございます。次のページをお開きください。(2)といたしまして、県内自治体の法適用の状況についてはどうなのかということで申しますと、●のところでございます。法適用済みが4市町村、具体的に申しますと仙台市、白石市、名取市、岩沼市の4団体でございます。取組中が13市町村、当然全て32年度に移行を予定しております。計17団体が取組中ということで、ちなみに法適用とあわせて、上水道事業と下水道事業を統合しようとしている県内の自治体について申しますと、登米市とそれから角田市、多賀城市、大崎市が現在統合の取組をしているところでございます。(3)といたしまして、公営企業会計への移行効果でございます。先ほども申しましたように①経営成績及び財務状態が明確になります。それから②将来の経営計画が適切に策定することができます。それから③といたしまして職員の経営意識が向上します。毎年経営成績やそれから財務状態が明確になりますので、職員の経営意識が向上するというところでございます。④経営責任の明確化が図られますということで、2行目に書いてありますけれども、地方公営企業が経営努力すべき部分が明確になるということから、経営責任の明確化につながるということでございます。3ページでございます。(4)本市下水道事業における法適用の考え方でございますが、①といたしまして法適用の範囲と管理者につきましては、全部適用、地方公営企業の法的には全部適用と財政、会計のみを適用するというのがありますが、今回は全部、会計から労務関係から全部適用するというような水道と全く同じように全部適用するというところでございます。それから②法適用する事業と会計でございますが、現在ございます公共下水道事業の中には特定環境保全公共下水道事業を含みますが、公共下水道事業と、農業集落排水事業とそれから浄化槽整備推進事業を1つの会計で行うということでございます。③法適用の時期でございますが、平成32年4月1日から適用するというところで(5)には適用までの主なスケジュールを記載してございます。それから4ページ目です。2水道事業と下水道事業の組織統合についてということで、組織統合の効果といたしまして(1)から(3)まで記載してございます。市民サービスの向上それから経費が削減できると、例えば経費削減についていいますと、両事業の業務を行なう職員給与費や、共有して使用する施設、それから電算機器、ソフトを共用できるということや、契約事務それから入札契約事務そういうのを1つの部署で行えるということで経費削減につながるということでございます。それから(3)として効率性・技能向上。4つの項目をあげさせていただいております。それから5ページ、組織名称につきましては、いろいろ上下水道局とかいろいろ出たのですが、もっとも一般的であります上下水道部という名称でいこうということで決定してございます。●の表にもございましてお名前的には上下水道部という団体が多ございますので、これにならって当市でも上下水道部で進めていくことになってございます。それから最後に(5)の組織統合の事務室の位置についてということで、中田庁舎にしたらいいか登米庁舎にしたらいいかということでだいぶ議論されましたけれども、最終的にはやはり登米庁舎に上下水道部を置こうということで決定してございます。やはり現在でも中田庁舎につきましては、だいぶ手狭なオフィスでございまして、その中に我々が行くとするとさらに密集しますし、一番の問題点は会議室が限られていて、現在でもいっぱい使っていますから、それにうちのほうがいくと会議室もほとんど使えなくなるような状態だということで申しました。それでは会議スペースも作ったらどのくらいかかるかということでいろいろ吟味して、●ですね、移転等経費の比較をしましたところ中田庁舎へ移転するにはこれほどかかると。登米庁舎の場合ですと、ほとんど移転経費も運搬費も、それで済むということで、最終的にはこの登米庁舎で上下水道部を運営していくというふうなことで決定してございます。ここですと1階の今あるスペースに、下水のほうもうまく配置して、あとは書棚とかも2階の倉庫に移動してスペースを確保すれば、なんとか1階のほうで収まるかなというふうな。先ほども申しましたように一番問題になるのは、3つの委託、包括委託していますから、浄水場については毎日打ち合わせとかやっていますし、毎週料金・給水については毎週打ち合わせすると、それから全体で毎月打ち合わせす

		<p>るという打ち合わせスペースがどうしても中田庁舎では確保できないということのうち のほうで主張しまして、このようになりました。ということで 32 年の 4 月からは登米庁 舎で事務をすることになりました。私からは以上になります。</p>
16:22	会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは時間も限られておりますけれど、何かご質問と かご意見ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。</p>
16:23	会長	<p>では一点だけ。企業会計に移行するというので、健全な経営のために、料金をどのよ うな体系でどのように徴収するかと、また議論がでてくるかと思えますけれど、下水道の 事業としては今のところ健全性というのはどの程度保たれているというか。水道は水道と していろいろ更新をしていかなければならないし、値上げの話も今後また出てくるかもし れない。そこに同じ部の中で下水道という部分がまたいろいろ負担を求めるようなことが 出てくると、計画的に市民に説明していかないと、また値上げだまたどうだという風当 たりが強くなってくると思うんですね。その辺を含めて今後の計画を立てていただきたい なということですが、すけれども。</p>
16:24	委員	<p>農業集落排水事業というのがあるんですけれど、こちらにお聞きするのはいいのかどう か分からないんですけれど、それは一体何を意味しているのでしょうか。改良区のやっ ている事業とは全く違う事業ということではないのでしょうか。</p>
16:24	事務局	<p>全然違うものです。私からよろしいでしょうか。</p>
16:24	会長	<p>はい。お願いします。</p>
16:24	事務局	<p>公共下水道事業といたしましては行っている町が決まっております、旧迫町の佐沼、 中田町加賀野から県道沿い 346 の通り、豊里町の下水これが公共下水道、あとは東和町で すね錦織にあるのですけれど、その他はほとんど農業集落排水事業でございます。</p>
16:25	会長	<p>会計が全然違うんですね。</p>
16:25	事務局	<p>あと、登米町と津山町も公共下水道ですね。会計が全然違いますけれど、公共下水道は 補助事業主体が国交省で、農集排というのは農林水産省、あと浄化槽というのは厚生省と いうことで、単に同じような事業をしているんですけれど事業母体が違うということで、 していることは、すみません（浄化槽は）環境省でした、ほぼ一緒ということでこれまで 一つの下水道課で行っております。</p>
16:26	委員	<p>最終的にこの審議会はどうなるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたかったのです が。</p>
16:26	会長	<p>来年度いっぱいということになるのでしょうか。</p>
16:26	事務局	<p>今年度が任期で、来年度改選、2 年任期なので。今考えているのは上水道事業運営審議 会、下水道事業運営審議会 2 つありますが、今のところは別々で行きましようというこ とで話はしてました。つまり、来年はまだ統合してませんから、31 年度は統合してあり ませんから当然そのままいきますけれど、任期 2 年ありますので、統合後も 1 年はそのま ま別に上水道事業運営審議会、下水道事業運営審議会ということで行きたいなというこ とで話はしてました。まだそれは本決まりではないのですが、一応そういうふうな方向でい こうと下水とは話しておりました。</p>
16:27	会長	<p>はい。ありがとうございます。</p>
16:27	事務局	<p>そのあとで、一緒に上下水道事業運営審議会そちらのほうも統合させていかなければな と思います。</p>
16:27	委員	<p>もう一つの方は、上下水道審議会なんですかね。</p>
16:27	事務局	<p>統合後、上下水道部となって、1 年後には任期 2 年ありますので、任期の改選にあわせ て上下水道、それをどういうふうに、いずれ一緒にしたほうがいいかなと思っていまし たけれど、上下水道事業運営審議会です。</p>
16:28	委員	<p>ただ建設部、下水道は建設部長が担当してますよね。今度は上下水道部となると、水道 事業所長はいなくなるし、あくまで部長職になっちゃうでしょ。</p>
16:29	事務局	<p>そうですね。上下水道部長になります。</p>
16:29	委員	<p>新設になっちゃいますよね。ただスペース的に、下水道でもすごく計算してやっていた</p>

		けれども、間に合うんですかね。
16:29	事務局	そうですね。今の中田庁舎の2階の産経部のような、あれくらいのスペース間になってしまうかもしれないですけど、収まるようになります。
16:29	委員	こちらにあるお客様センターは移動しちゃうの。
16:30	事務局	お客様センターもそのまま。その辺がちょっとこの中に置くのか、ちょっとはみ出すのかその辺はまだちょっと未定ですけど、一応1階にみんな置こうということで話はしております。
16:30	委員	非常にきついですという話でしたけど。
16:30	事務局	きついはずですけど、所長前のスペースもありますし、あの辺を活用すればなんとか。あと打ち合わせについては2階結構空いていますので、それを使えばなんとか運営できるかと。
16:30	委員	なるほどね。
16:30	会長	その他ご意見などありますか。
16:31	事務局	先ほどのお話の件ですが、値上げの計画もありますけれど、水道は水道で経営戦略で34,35年あたりを目処にと考えていましたけれど、下水については実際どれくらいの損益とかまだ分からないので、その辺についてはでき次第、やはりその経営状態が実際分からないので。
16:31	会長	その企業会計は、平成32年度からという話なんですけれど、例えば平成31年度くらいから試験的に会計の何か書類を作るということにはなりますよね。
16:32	事務局	我々水道サイドで要請していたのは、できるだけ早く財務諸表を作ってくださいねという話は話してはいたんですけど。できれば30年度、今年分のものを早めに作ってくださいねという要請は。来年度の9月頃にはできるということなので。もっと早く欲しいのですが、なかなか厳しいようです。
16:32	会長	頭の抱えるような書類でなければいいのですけれど。
16:33	事務局	その辺のところを見極めないと、このままではもたないと思いますけれど、どれくらいもたないものなのか分からないので。
16:33	会長	平成32年度最初の一年が、下水道のほうの運営審議会で議論されると思うんですが、そこでの議論がすごく大事なスタート地点になると思うんですよ。そのあと統合されたときにちゃんとその考え方が引き継がれるような、議論の根拠になったデータの整理とか早い段階でやっていたほうが、非常に議論しやすいと思うので、ぜひそれは早く進めてくださいというお願いですね。
16:33	事務局	それは我々も思っているところです。
16:34	会長	運営審議会からも注文がでましたと言ってお伝えいただければなと思います。ぜひお願いしたいと思います。 では、よろしいでしょうか。何かご質問ご意見よろしいですか。ありがとうございます。それでは、これはこのまま閉じさせていただいてよろしいのでしょうか。
16:34	事務局	答申という形でいただきたいので。
16:34	会長	予算のほうの答申と、上下水道部の話もということで、案をご提示いただきたいと思います。その間、5分ほどで大丈夫でしょうか。その間だけ休憩を暫時させていただきます。 ————— 休 憩 —————
16:40	会長	それでは再開いたします。読み上げますので、お気づきのあった点をご指摘ください。 平成31年1月21日、登米市水道事業管理者 登米市長 熊谷盛廣様 登米市上水道事業運営審議会 会長 山田一裕 答申書 平成29年8月2日付け登水管第606号で諮問のありましたことについて、下記のとおり答申します。 記 1 登米市水道事業の主要事業並びに予算等について 平成31年度登米市水道事業の主要事業並びに予算案について妥当と判断する。 ただし、財政計画に基づいた健全経営に努められたい。

		<p>2 登米市水道事業の課題【上下水道事業の統合】について</p> <p>下水道事業の地方公営企業法適用に伴い、公営企業運営のノウハウをもった水道事業との統合は有意義であり、市民サービスの向上及び事業の迅速化等からも上下水道事業の統合は妥当と判断する。</p> <p>ただし、統合により水道需要家の不利益が生じることのないよう十分留意されたい。ということです。案ができましたが、いかがでしょうか。訂正の部分は努めの部分で削除いたします。それ以外でどうですかね。細かいことをいれる必要はないんですよね。統合による水道事業が不利益というのは、何か想定されるものがあるんですか。一応水道事業の運営審議会なので、水道のサービスを受ける市民の方々の利益を守ることが最大だということを示していると、文言としてそういうことですよ。いかがでしょうか委員のみなさま。</p>
16:46	委員	よろしいです。
16:47	会長	<p>よろしいですね。では努めの部分の訂正をもって案を答申書にしてください。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは本日の日程は全て終了いたしましたので、これで審議を閉じたいと思います。会議のスムーズな運営並びに多少時間が過ぎてしまいましたが、申し訳ございませんでした。ご協力いただきまして誠にありがとうございました。以上で終了いたします。</p>
16:47	事務局	<p>以上をもちまして、第2回登米市上水道事業運営審議会を閉会させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。</p>